

# 【概要】成長戦略に基づく2014年度税制改正に関する提言

2013年8月9日  
(公社)関西経済連合会

## 基本的な考え方

### 1. 民主導の経済成長による国民の豊かな暮らしの実現

- ・企業が成長のエンジンとなる気概を持って、国内における投資や雇用・所得の拡大に積極的に取り組んでいかなければならない。

### 2. 経済成長のエンジンである企業の投資拡大の実現

- ・企業の国内投資の拡大は、付加価値の増大によって、雇用や所得も増加するという好循環を実現するもの。国民の豊かな暮らしの実現に向けて、投資減税により企業の投資を後押しすることが成長戦略の実行に欠かせない。

### 3. 国民生活や企業の成長を支える持続可能な社会保障制度・財政の実現

- ・国民と企業皆が広く公平に税負担することが必要であり、間接税の消費税の比重を高める直間比率の是正に取り組む必要がある。

## I. 成長戦略に基づく民間投資拡大に資する税制措置<重点要望>

◎厳しい財政状況の中で減税を行う以上、民間投資拡大に効果的なものになるよう、製造業や非製造業を問わず、投資が幅広く喚起されるよう、使い勝手のよい税制措置を講じるべき。

### 1. 民間投資拡大に資する税制措置

#### (1) 生産設備や工場等の新陳代謝を支援する投資減税

- ・生産設備や工場等を更新する場合、特別償却(即時償却あるいは加速償却)または税額控除を認めるべき。欠損金のうち除却損にあたる部分は向こう3年間は繰り戻し還付を認めるべき。

#### (2) 有事のバックアップと平時からの機能分散を支援する投資減税

- ・企業の国内における本社機能やデータセンター等のバックアップ投資、生産拠点の分散化を図る投資については、特別償却(即時償却あるいは加速償却)または税額控除を認めるべき。

#### (3) 民間の防災対策を支援する投資減税

- ・企業が防災対策を目的とした事業所等の耐震改修や建替え、防災資産の取得につき、特別償却(即時償却あるいは加速償却)または税額控除を認めるべき。

#### (4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

- ・少なくとも成長戦略に基づく投資減税措置を受けた資産については、その償却資産に係る固定資産税を免除すべき。

### 2. 研究開発税制の恒久化と拡充

- ・研究開発税制(上乗せ型、総額型)を恒久化すべき。あわせて、繰越税額控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件を廃止すべき。

### 3. 企業のベンチャー投資を支援する税制の整備

- ・企業によるベンチャー投資についても、投資額の損金算入等を認めるべき。

### 4. 企業の事業再編を後押しする税制の整備

- ・LLC(合同会社)を活用した事業再編につき、LLCの新規事業開始時の赤字を、持分に応じて出資会社の利益と通算できるようにすべき。

## II. 2014年度税制改正要望

### 1. 法人税制(国税)

- (1)連結納稅制度の見直し
  - ・100%子会社という連結納稅の要件を緩めるべき。
- (2)受取配当金の全額益金不算入
- (3)欠損金の繰り戻し還付
  - ・景気変動に対する企業経営の対応力強化のため、大企業にも適用すべき。
- (4)PFI事業に係る課税の特例
  - ・大規模修繕のための非課税扱いとなる積立金制度を創設すべき。
- (5)地球温暖化対策のための税の見直し
  - ・2014年4月に予定されている税率引き上げの延期、税率の軽減の検討を。

### 2. 国際税制(国税)

- (1)租税条約の締結および改正の推進、仲裁規定の導入
- (2)移転価格税制、外国税額控除制度、タックス・ヘイブン対策税制の改善

### 3. 地方税制

- (1)事業所税の廃止
- (2)地方法人二税(法人住民税・法人事業税)の超過課税の廃止
- (3)地方法人課税の申告・納付の手続き簡素化、本社所在地での一括申告化

## III. 中期的な税制改正要望

### 1. 法人実効税率の引き下げの道筋の明確化

- (1)最終的に20%程度まで引き下げるロードマップの具体化
  - ・わが国企業の国際的競争条件のイコールフットプリントと国内での事業や雇用の維持・拡大のため、直接税の比重が高い税収の直間比率の是正の観点も含めて、国と地方を通じた税制の抜本改革の中で実現すべき。
  - ・2015年度までにロードマップの具体化を図るべき。
- (2)国と地方を通じた税制抜本改革の中での地方法人課税の見直し
  - ・法人課税は税収が不安定かつ偏在性が著しく、地方税の基幹的な税目とするのは適当でない。
  - ・地方法人課税については、国と地方を通じた税制抜本改革を行う中で、税目の整理・統合・廃止など、そのあり方を抜本的に見直し、段階的な負担軽減へつなげていくことが必要。地方法人課税の見直しも含めた税制抜本改革の成案を2015年度までに得るべき。

### 2. 持続可能な社会保障制度・財政のための消費税率のさらなる引き上げ

- (1)安定財源確保のための消費税率の15%までの引き上げ
  - ・国際公約の財政健全化目標の達成と社会保障の安定財源確保のため、成長戦略の推進とあわせて、消費税率を2020年度までに少なくとも15%まで引き上げるべき。
- (2)消費税率の引き上げに伴う低所得者対策
  - ・マイナンバー制度の充実により、給付付き税額控除の導入を基本とすべき。  
(軽減税率は、消費税率を15%超に引き上げる際に検討を。)